

# 要介護(要支援)認定申請の手続きについて

平成28年1月1日以降、マイナンバー法第16条に基づき、要介護(要支援)認定申請の際に本人確認(マイナンバーの確認と身元確認)を実施しております。また、代理人が本人のマイナンバーを提供する場合は、本人のマイナンバーの確認にあわせて、委任状等の書類による代理権の確認と、代理人の身元確認を行います。要介護(要支援)認定申請を行う際は、以下の書類のご用意をお願いいたします。

## 要介護(要支援)認定申請の手続きで必要なもの

① 「介護保険 要介護認定・要支援認定申請書」  
※被保険者以外の方が個人番号を記入し申請をする場合は、「個人番号利用事務に関する恵右委任状」の提出が必要です。

② 「認定調査日程調整表」 ※必ず提出が必要です。

③ 介護保険被保険者証

④ 本人のマイナンバーを確認できるもの ※郵送の場合は写し  
(①申請書へ個人番号を記入しない場合、提出不要です)

- 次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認
- マイナンバーカード
  - 通知カード
  - マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

～第2号被保険者の認定申請について～  
40歳以上64歳以下の方は、その介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が「特定疾病」によって生じた場合に限られます。  
また、医療保険者の一部は情報連携を行えないことから、添付書類省略困難保険者の医療保険者証をお持ちの方の認定申請を行う際は、本人の医療保険者証の提示もお願いいたします。  
【添付書類省略困難保険者(10月3日時点)】  
全国健康保険協会(被扶養者分)、アイテックス、EAファーマ、ライク、サンゲツ

⑤ 申請書を提出する方(申請者)の身元を確認できるもの (原本) ※郵送の場合は写し

- 次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認
- マイナンバーカード
  - 運転免許証、運転経歴証明書
  - 住民基本台帳カード(写真付きのもの)
  - 旅券(パスポート)
  - 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
  - 在留カード、特別永住者証明書
  - 官公署等が発行した写真付き資格証明書、写真付き社員証 など

- 左記による確認が困難な場合は、次に掲げる書類2つ以上による確認
- 被保険者証(健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険等)
  - 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
  - 住民基本台帳カード(写真付きでないもの)
  - 公的年金の年金証書又は恩給証書
  - 年金手帳
  - 印鑑登録証明書 など

⑥ 【代理人が提出する場合のみ】 代理権を確認できるもの (原本)

<任意代理人の場合>  
委任状

<法定代理人の場合>  
戸籍謄本、代理の資格を証明する書類

<左記による確認が困難な場合>  
官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類(本人の健康保険証、介護保険被保険者証等)

※本人の代わりに使用者が申請書の提出を行った場合は、個人番号を使用者に見えないよう申請書を封筒に入れて提出する等の措置を行ってください。